

東海市告示第85号

令和6年度東海市住宅浸水対策改修等工事費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田 勝重

令和6年度東海市住宅浸水対策改修等工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大雨等による住宅の浸水被害を防止するため、住宅の浸水対策に係る改修工事又は改築工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、災害に強いまちづくりの推進を図り、もって市民の生命と財産を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいう。ただし、当該建物に係る延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。
- (2) 改修工事 既設の住宅を原状回復又は機能向上を図るために行う工事をいう。
- (3) 改築工事 既設の住宅と同一敷地において、住宅から住宅への建替えを行う工事をいう。
- (4) 浸水対策改修等工事 住宅の浸水対策に係る改修工事又は改築工事で、次に掲げるものをいう。

ア かさ上げ等工事（住宅の基礎の部分を30センチメートル（市の計画等において地盤高が計画されている区域にあつては、その計画高）以上かさ上げする工事（基礎のやり替え工事を含む。）をいう。）

イ 盛土工事（住宅の敷地に30センチメートル（市の計画等において地盤高が計画されている区域にあつては、その計画高）以上盛土をして地盤の高さを上

げる工事をいう。)

- (5) 浸水区域 過去において浸水による被災があった地域及び浸水するおそれがあると市長が認める地域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、次条に定める補助対象工事を行う住宅の所有権を有する者（現にその建物に居住する者で所有権者の同意を得られるものを含む。）で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 浸水対策改修等工事を行う敷地で、過去に浸水による被災にあった者（当該被災をしていない者で、隣接地域等における浸水による被災の発生する以前から継続して居住している者を含む。）又はその相続人であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象工事等)

第4条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、浸水区域内にある住宅に係る浸水対策改修等工事で、その工事に要した費用が5万円以上であるものとする。

- 2 前項に規定する補助対象工事は、補助内定の通知を受けた年度内に完了するものでなければならない。
- 3 第1項に規定する工事に要する費用は、次に掲げる工事を行う場合にあつては、当該工事に要する費用を含むものとする。

- (1) 改修工事を行う場合における当該住宅の曳家又は揚家工事、敷地の排水工事並びに盛土工事部分の擁壁工事及び地盤改良工事
- (2) 改築工事を行う場合における盛土工事部分の擁壁工事及び地盤改良工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用の50パーセントに相当する額（1,000円未満の端数は、切り捨てとする。）とし、300万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に市税を滞納していないことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 前項の場合において補助金の交付額（補助金決定前は、内定額とする。）の合計額が予算の範囲を超えたときは、市長は申請を受理しないことができる。

(補助金の変更申請)

第7条 申請者は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第8条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を内定し、補助金交付内定通知書又は補助金交付内定変更通知書により申請者に通知するものとする。

(事業の中止)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が浸水対策改修等工事を中止しようとする場合は、中止届を市長に提出しなければならない。

(完了届)

第10条 補助事業者は、補助対象工事の施工を完了したときは、完了の日から起算して7日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、完了届を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 市長は、前条の完了届を受理したときは、現地調査を行い、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金

支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(適用除外)

第14条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助を受けた住宅について、再びこの要綱に相当する要綱等による補助金の交付を申請することができない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。